

愛媛大学学術支援センター応用タンパク質研究部門における施設利用の手引

(平成27年4月1日作成)

1. 趣旨

この手引は愛媛大学学術支援センター施設利用規程第7条の規定に基づき、愛媛大学学術支援センター応用タンパク質研究部門における施設（以下「施設」という。）の利用上の注意事項を定めるものです。

2. 利用の申請

- (1) 施設の利用を希望する場合は、当該実験に責任を持つ職員（以下「利用責任者」という。）を通して、利用申請書（別紙様式1）により部門長に申請してください。
- (2) 愛媛大学学術支援センター応用タンパク質研究部門長（以下「部門長」という。）が上記の申請が適当であると認めたときは、申請者に利用承認書（別紙様式2）により通知します。
- (3) 利用者が遺伝子組換え実験等を行うときは、事前に利用者の所属する部局の遺伝子組換え実験安全委員会の承認を得た上で、利用申請書に当該遺伝子組換え実験に係る承認書（写）及び実験計画書（写）を添付してください。
- (4) 有効期限は、利用開始日の属する年度の末日までを期限としています。継続して利用を希望する場合は、改めて利用申請の手続きをしてください。

3. 開館時間等

(1) 開館時間

6：30～20：00（事務室は8：30～17：15）

(2) 休館日

- ・土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する祝日。
- ・夏季一斉休業期間及び12月29日から翌年1月3日までの日。
- ・部門長が必要と認めた場合は、臨時に休館又は開館することがあります。

(3) 時間外利用

やむをえぬ理由で開館時間外、または、休館日に施設を使用する必要がある場合は、施設の技術職員（以下「技術職員」という。）にその旨申し出てください。

(4) 施設は全館禁煙です。

4. 施設設備・機器の使用

- (1) 機器を使用する場合は、当該施設の機器予約システムから予約を行い、使用の都度、使用記録簿に必要事項を記入してください。予約者と非予約者の使用が重複した場合は、予約者を優先します。
- (2) 施設の利用者（以下「利用者」という。）は、施設設備・機器の使用に伴い、別

表1に定める施設設備・機器の使用料を負担するとともに、施設設備機器利用に伴う消耗品費についても、負担します。

- (3) 取扱いに習熟していない機器を使用する場合は、別表2に定める機器取扱責任者あるいは技術職員に説明を受けてください。
- (4) 毒物及び劇薬の使用にあたっては、事前に部門長に届け出るものとし、保管等については、利用責任者の責任において管理してください。
- (5) 利用者は機器に不調の箇所がある場合は、直ちに機器取扱責任者に連絡し、不調のまま使用しないようにしてください。
- (6) 利用者の不注意によって機器を損傷した場合、あるいは不調にした場合は、修理費等は利用者の負担とします。

5. 持込み機器

- (1) 利用者が施設に持ち込む機器類は必要最小限のものとし、あらかじめ機器搬入申請書（別紙様式3）により部門長の承認を得てください。
- (2) 持込み機器には、利用責任者の氏名、所属、連絡先及び電話番号を明記してください。
- (3) 機器持ち込みの際は、設置場所、使用条件等について技術職員の指示に従ってください。

6. 放射性同位元素施設の利用

(1) 予防規程の遵守等

利用者は、愛媛大学学術支援センター（城北地区）放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）および、関連内規等を遵守してください。

また、利用者および公共の安全を確保するために、放射線取扱主任者または安全管理者からの指示がある場合は、必ず従うようにしてください。予防規程が遵守できない場合や、安全確保を目的とした指示に従わない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

(2) 放射線業務従事者登録

施設を利用する際は、放射線業務従事者としての登録が必要となります。登録には、放射線業務従事者登録申請書（別紙様式4）を年度ごとに提出し、部門長の許可を得てください。新規に登録する場合は、被ばく歴調査書（別紙様式5）も合わせて提出してください。この他に、電離放射線健康診断の受診と、教育訓練の受講が必要となります。

(3) 入退室管理カード

管理区域への立入りのためには、職員証または学生証が必要です。その他の利用者には必要に応じてカードを貸与します。利用終了時および年度末には安全管

理責任者に速やかに返却してください。

(4) 放射性同位元素の購入

放射性同位元素の注文については、事務局（研究推進チーム）で一括して行います。詳細については、事務局までお問い合わせください。

(5) 管理区域外使用

法令では、危険性の低い核種・数量の放射性同位元素について、管理区域外で使用する事が認められていますが、本施設では、管理区域外での使用は一切認めていません。

7. 環境管理

(1) 利用者は、施設を使用する場合の安全確保・汚染防止の責任が、利用者自身にあることを常に認識し、実験室での安全確保・汚染防止に努めてください。

(2) 組換えDNA 及びそれを含む試料を廃棄する場合は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）」及び関係法令に従って、適切に処理してください。

(3) 廃棄処理について

- ・可燃物、空き缶類、ガラス類、プラスチック類、段ボール類等分別して廃棄してください。
- ・有機廃液、重金属廃液、毒物等は施設所定の容器に廃棄してください。
- ・マイクロチューブは内容物を適切に処理した後、洗浄、乾燥後ビニール袋に入れて廃棄してください。
- ・利用者は、施設が行う廃棄物の搬出にご協力をお願いします。

8. 利用上の問題の処理

(1) 利用者が施設利用に当たって、不便を感じたり問題点が生じたりした場合には、技術職員を通じて部門長に申し出てください。

(2) 部門長は、必要に応じて改善を図るものとします。

(3) 利用者が定められた規則を守らず、技術職員の注意にも関わらず改善されない場合は、部門長は、その利用者の施設利用を禁止することがあります。

9. 研究成果発表の報告

利用者は、施設利用によって得られた研究成果を発表した場合には、研究成果報告書（別紙様式6）を部門長に提出してください。また、施設利用によって得られた研究成果を使って論文を作成する場合には、その旨を論文中に明記してください。

10. 申請書等の提出先

愛媛大学学術支援センター応用タンパク質研究部門

TEL：089-927-8589（内線）8589

FAX：089-927-8528

E-mail：saiboss@stu.ehime-u.ac.jp

11. 緊急連絡先等

事故等のため緊急の事態が発生したときは、速やかに下記の施設担当者に連絡をお願いします。

①技術職員 長谷川 倫 之（はせがわ ともゆき）

TEL：089-927-8589（内線）8589

②兼務教員 竹 田 浩 之（た け だ ひろゆき）

TEL：089-927-8285（内線）8285

③部 門 長 澤 崎 達 也（さわさき たつや）

TEL：089-927-8530（内線）8530